

紀宝町障がい者活躍推進計画

機 関 名	紀宝町
任命権者	町 長
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
紀宝町町長部門における障がい者雇用に関する課題	紀宝町の町長部門においては、令和5年3月31日時点で3人の障がい者雇用を行っており、法定雇用障がい者数は達成しております。しかし、実雇用率は2.23%であり、今後段階的に引き上げられる法定雇用率に対応していくとともに、障がいを持たれた方々の社会参加をさらに促進していくため、障がい者雇用の拡充と、さらなる体制整備や各種取り組みを推進することが必要です。
目 標	
①採用に関する目標	<p>【目標実雇用率】</p> <p>（令和6年4月1日時点） 2.80%</p> <p>（令和8年7月1日時点） 3.00%</p> <p>（参考）令和4年6月1日時点の実雇用率 1.86%</p> <p>令和5年3月1日時点の実雇用率 2.23%</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>（評価方法）毎年度末、聞き取り等を実施し、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として総務課人事担当者を選任する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、周知する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員認定講習を受講させる。</p>

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい者等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○新規に採用した障がい者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習の受け入れについて、検討する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」いった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からの受入れを実施する。 <p>○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を行う。</p>
4. その他	<p>○国等による障がい者就労施設等から物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○今後、総合評価方式による公共調達を実施する際などにおいて、認定を受けた「障がい者雇用に関する優良中小事業主」については、障がい者雇用を推進していることについての社会的評価を反映できる評価項目を設定するなど、地域における障がい者雇用の促進を図る。</p>

作成 令和5年3月31日